

京都市告示第317号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和2年9月14日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
下津林経211号線	西京区下津林前泓町42番地の3地先から 同町42番地の2地先まで	旧	メートル 17.40	メートル 4.80 ~ 10.00
		新	17.40	4.80 ~ 9.97
下津林経212号線	西京区下津林前泓町49番地の1地先内	旧	3.70	3.07 ~ 6.33
		新	3.70	3.07 ~ 7.50
下津林緯34号線	西京区下津林芝ノ宮町68番地地先から 同区下津林前泓町42番地の2地先まで	旧	90.30	4.10 ~ 11.50
		新	90.30	4.11 ~ 11.92

(建設局土木管理部道路明示課)